

～ 制度調査部情報 ～

2004年12月17日 全6頁

ASBJ、年金資産超過額の 利益計上容認へ

制度調査部
吉井 一洋

2005年3月までに改正基準公表予定

【要約】

2004年12月9日、ASBJ(企業会計基準委員会)は、第1回退職給付専門委員会を開催し、退職給付会計基準の見直しに着手した。

現行基準では、年金資産の運用実績が期待運用収益を上回ったり、退職給付の給付水準を引き下げたことにより、年金資産が退職給付債務を超過することとなった場合、当該部分については資産・利益としての計上を認めていない。

専門委員会では、上記の超過額についても、資産・利益計上を認める方向で検討を開始している。

2005年3月までに改正基準を公表し、2005年4月1日以後開始する事業年度から適用し、2005年3月期(又は9月決算会社の2005年3月中間期)からの早期適用も認める予定である。

2004年12月9日、ASBJ(企業会計基準委員会)は、第1回退職給付会計専門委員会を開催し、退職給付会計基準の見直しの検討を開始した。見直しの対象となるのは、以下の部分である。

退職給付会計に係る会計基準注解「注1」の1

「実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合には、当該超過額を資産及び利益として認識してはならない。」

退職給付会計基準では、年金資産が退職給付債務を上回る部分のうち、掛金の拠出額が会計上の退職給付費用を超えている部分については、「前払年金費用」として資産計上することとしている。その一方で、上記の注解「注1」では、その超過額が掛金の拠出と関係なく以下の要因から生じた場合には、「前払年金費用」として資産計上しないこととしている。

年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したことにより、有利な数理計算上の差異が生じた場合

給付水準を引き下げたことにより、負の過去勤務債務が生じた場合

しかし、退職給付会計基準設定後の諸制度の変更や環境の変化により、基準設定時にはほとんど生じないと考えられていた積立超過(年金資産 > 退職給付債務)が頻繁に生じるようになった。そこで、退職給付会計専門委員会では、注解「注1」を見直し、上記のような場合にも年金資産の超過額を「前払年金費用」として資産計上することの検討を開始した。

上記の取扱いは2005年4月1日からの適用を予定しており、2005年3月までに改正基準を公表する予定である。

1. 年金資産超過額と注解「注1」

(1) 年金資産超過額の資産計上（「前払年金費用」の計上）

退職給付会計基準では、「退職給付引当金」がマイナス（借方残高）となる場合は、「前払年金費用」として計上することとしている。具体的には、以下の金額がプラスの場合、「前払年金費用」の額となる。

$$\text{前払年金費用} = \text{年金資産} - (\text{退職給付債務} \pm \text{未認識過去勤務債務} \cdot \text{未認識数理計算上の差異})$$

「過去勤務債務」は、退職給付水準の改訂等により発生した退職給付債務の増加又は減少部分をいう。給付水準が上がり、退職給付債務が増加すれば、正の過去勤務債務が発生するし、給付水準が下がり退職給付債務が減少すれば、負の過去勤務債務が発生する。

「数理計算上の差異」は、年金資産の期待運用収益と実際の運用収益の差異、退職給付債務の数理計算に用いた見積数値と実績との差異及び見積数値の変更等によって発生した差異をいう。例えば、実績が見積もりを下回れば、不利な数理計算上の差異が生じるし、上回れば有利な数理計算上の差異が生じる。退職給付債務の割引率が引き下げられれば、不利な数理計算上の差異が生じるし、割引率が引き上げられれば、有利な数理計算上の差異が生じる。

「過去勤務債務」と「数理計算上の差異」は、平均残存勤務期間以内の一定の年数で期間按分して退職給付費用に加算し、費用計上する（償却による遅延認識）。「正」の過去勤務債務と「不利な」数理計算上の差異の償却額は費用計上（退職給付費用に加算）されることになる。「負」の過去勤務債務と「有利な」数理計算上の差異の償却額は退職給付費用から減額される。即ち当期の費用の減少により利益が増えることになる（ただし、後述の(2)の場合を除く）。

未認識の過去勤務債務、未認識の数理計算上の差異とは、過去勤務債務や数理計算上の差異のうち、まだ期間配分して損益計上していない残額をいう。この残額は財務諸表には計上されていない（オフバランス）。

年金資産額と「退職給付債務」（PBO^{注1}）からこれら未認識の過去勤務債務、未認識の数理計算上の差異を控除（「負」の過去勤務債務、「有利な」数理計算上の差異は加算）した額を比較し、退職給付債務の方が多い場合は、当該差額^{注2}について、母体（抛出）企業の財務諸表に退職給付引当金が計上される。これに対して、年金資産の方が多い場合とは、財政計算上の掛金の抛出額が、会計上は前払いとなる状態であると考えられる。そこで、退職給付会計基準では、当該差額を掛金の前払いとして、母体（抛出）企業の財務諸表に「前払年金費用」として計上することとしている。

(注1) VBO(確定給付債務)：現時点で既に受給権が確定した年金給付額の現在価値

ABO(累積給付債務)：現時点で受給権が確定していない者も含め、期末時点での従業員の勤続年数と報酬金額に基づいて計算した将来給付額の現在価値

PBO(予測給付債務)：ABOに将来の昇給等を原因とする給付の増加分を加味したもの

(注2) ただし、現行基準を導入した時点での積立不足額（会計基準変更時差異）については、15年以内で償却する処理が認められている。

例1 前払年金費用が発生するケース

例えば、前期末の年金資産が1000、退職給付債務（PBO）が1200で、未認識の（正の）過去勤務債務や（不利な）数理計算上の差異が合計で200あったとする。未認識の過去勤務債務や数理計算上の差異は、10年で均等に償却する（即ち、毎年の償却額は20）ものとする。

当期中において年金に200抛出した一方で、退職給付債務（PBO）も50増加したとする。これにより、当期末の年金資産は1200（＝1000＋200）、退職給付債務（PBO）は1250（＝1200＋50）、未認識の過去勤務債務や数理計算上の差異の残高は180（＝200－20）となる。この場合、当期末の抛出企業の財務諸表では、前払年金費用が130（＝1200－（1250－180））計上される。この130は、当期において退職給付債務の増加額50を超えて抛出した150（＝200－50）から過去勤務債務や数理計算上の差異の償却額20を控除した金額に等しい。

(2)年金資産超過額の資産計上(「前払年金費用」の計上)が認められない場合とその理由

しかし、年金資産額が、母体企業が拠出した掛金とは関係なく、以下の要因により退職給付債務を超過する場合もある。ここでいう退職給付債務は、(1)の場合と異なり、未認識の過去勤務債務・未認識の数理計算上の差異を控除する前の金額(PB0)を指す。

年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したことにより、有利な数理計算上の差異が生じた場合

給付水準を引き下げたことによる、負の過去勤務債務が生じた(退職給付債務が減少した)場合

現行の退職給付会計基準では、注解「注1」により、このような超過額については、母体企業の財務諸表では、当該超過が解消するまでは、資産(前払年金費用)として計上しないこととしている。さらに、上記の要因から発生した(有利な)数理計算上の差異や(負の)過去勤務債務についても、利益(退職給付費用の減額)として計上しないこととしている。このように資産・利益として計上しない理由としては、以下が挙げられている。

外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として計上することは適当ではない。

年金資産超過額が将来退職給付費用の減少につながるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、企業への超過額の払戻しが行われない限り、利益として計上することはできない。

例2(注解「注1」の適用を受けないケース)

例1において、年金資産の増加額200が年金資産の運用実績により生じたものとし、このうち期待運用収益が100で、期待運用収益を上回る部分が100であったとする。この場合は、当期末の年金資産1200は退職給付債務(PB0)1250を下回るため、注解「注1」の適用は受けない。

増加額200のうち運用実績が期待運用収益を上回る部分の100は、(有利な)数理計算上の差異となる。したがって、当期末の未認識の過去勤務債務・数理計算上の差異の合計は、 $80(=180-100)$ となる。拠出企業が、数理計算上の差異を、発生した期の翌期から償却していると仮定すると、翌期以降の償却額は、 $10(=20-100/10)$ となり、費用計上額が毎年10ずつ減少する(即ち、利益が10ずつ増加することになる)。

なお、当期末の拠出企業の財務諸表に計上される前払年金費用の額は、 $30(=1200-(1250-80))$ となる。これは、期待運用収益100が退職給付債務(PB0)の増加額50を超過する額50から、過去勤務債務や数理計算上の差額の償却額20を控除した金額に等しい。

例3(注解「注1」の適用を受けるケース)

これに対して、例2の年金資産の増加額が350であり、このうち100が期待運用収益、250が運用実績が期待運用収益を上回ることにより生じた金額とする。この場合は、当期末の年金資産が1350、退職給付債務が1250となり、年金資産が退職給付債務(PB0)を超過するため、注解「注1」の適用を受ける。

その結果、運用実績350が期待運用収益100を超過する250のうち、年金資産1350が退職給付債務(PB0)1250を超過する100については、拠出企業の財務諸表上、資産としても利益としても計上しないことになる。通常であれば運用実績の期待運用収益超過額250は、(有利な)数理計算上の差異になる。しかし、このうち100は注解「注1」により、数理計算上の差異にはならない。そのため、当期末の未認識の過去勤務債務・数理計算上の差異の残高は、180から250を引いた70ではなく、180から $150(=250-年金資産超過額100)$ を引いた30になる。拠出企業の翌期以降の償却額は、5の利益(=費用20-費用の減額250/10年)計上ではなく、5の費用(=費用20-費用の減額150/10年)計上となる。

当期末の拠出企業の財務諸表に計上される前払年金費用の額は、 $30(=1350-年金資産の超過額100-(1250-当期末の未認識の過去勤務債務・数理計算上の差異の残高30))$ となる。

2.見直しを検討する理由

現在の退職給付会計基準は、1998年6月16日に設定された。その時点では、資産返還のない厚生年金基金や、積立超過があってもその超過が限定的な適格退職年金を想定していた。

しかし、基準設定後に以下のような制度の大幅な変更があり、基準を設定した時点では想定していなかった資産超過が頻繁に生じている。そのため、資産超過に関する会計処理のあり方についても見直す必要があるというのが、今回検討を開始した理由である。

- ・日本公認会計士協会の実務指針（退職給付会計に関する実務指針 1999年9月14日設定）において、年金資産に含めることができる退職給付信託の要件が定められた。これにより、有価証券等の退職給付信託への多額の拠出が行われ、年金資産の金額が増加した。
- ・確定給付企業年金法（2002年4月施行）により、厚生年金基金の代行返上が可能とされた。これにより退職給付債務が減少した。

3.見直しの内容

専門委員会では、事務局から次のような案が示された。

以下の要因により年金資産額が退職給付債務(PBO)を超過する場合についても、その超過額を「前払年金費用」として資産計上する。

年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したことにより、(有利な)数理計算上の差異が生じた場合

給付水準を引き下げたことによる、(負の)過去勤務債務が生じた(退職給付債務が減少した)場合

の(有利な)数理計算上の差異や の(負の)過去勤務債務は、積立超過が解消した時からでなく、積立超過が発生した時から、事業主(拠出企業)の採用している処理年数に従い償却し、費用の減額(即ち利益の増加)の処理を行う。

例えば、以下のケースを想定する。説明の簡便化のため、未認識過去勤務債務、未認識の会計基準変更時差異などの項目は省略する。(下記の設例は、大和総研制度調査部作成)

X1/4/1：年金資産が 1000、退職給付債務(PBO)が 1000、前期に発生した退職給付債務の未認識の数理計算上の差異が 200(割引率の引下げによる退職給付債務の増加額)。数理計算上の差異は、発生した年の翌年以降 10年で均等に償却する。

X1/4/1～X2/3/31：年金の掛金を 100 拠出する一方、年金支払が 50 あった。年金資産の期待運用収益は 20、運用実績が 80 であった。

X2/3/31：予測ベースの年金資産が 1070(=1000+掛金 100-年金支払額 50+期待運用収益 20)、退職給付債務(PBO)が 950(=1000-年金支払 50)

実績ベースの年金資産が 1130(=1000+掛金 100-年金支払額 50+運用実績 80)、退職給付債務(PBO)が 950 となる。

X1/4/1 の年金資産及び退職給付債務の状態を図で示すと、次のようになる。

年金資産	1000	退職給付債務	1000
前払年金費用	200	未認識数理差異	200

- ・拠出企業の財務諸表では、前払年金費用 200 が計上されている。

X2/3/31 の年金資産及び退職給付債務の状態を現行会計基準に基づき図で示すと、次のようになる。

1130	年金資産	退職給付債務	950
	前払年金費用 ¹ 300	未認識数理差異 ² 180	
	未認識年金資産 ³ 60	年金資産 超過額 180	

1 前払年金費用 = 1130 - 未認識年金資産 60 - (950 - 未認識数理差異 180) = 300

2 未認識数理差異 = 200 - 当期償却額 20 = 180 当期償却額 = 200 ÷ 10 年 = 20

3 未認識年金資産 = 運用実績 80 - 期待運用収益 20 = 60

- ・年金資産 1130 が退職給付債務(PB0)950 を 180 超過している。このうち、年金資産の運用実績が期待運用収益を上回る 60 については、拠出企業の財務諸表では資産計上しない(未認識年金資産)。
- ・この 60 については、通常であれば、有利な数理計算差異の X1 年度発生額として、(不利な)未認識数理計算上の差異 180 から控除すべき額である。もし控除できれば、拠出企業において翌期以降の退職給付費用に加算する数理計算上の差異の償却額が 6(= 60 ÷ 10 年) 減額される(即ち、拠出企業の利益が増加する)ことになる。
- ・しかし、現行の退職給付会計基準注解 1(注 1)では、この 60 は退職給付費用から減額しないこととしており、(不利な)未認識数理計算上の差異からは控除できない。即ち、X2/3/31 の未認識数理計算上の差異は 180 のままであり、拠出企業において X2/4/1 以降計上する退職給付費用は、減額されず、引き続き毎年 20 ずつ退職給付費用に含めて費用計上される。

これに対し、基準の改正が実現した場合は、上記の未認識年金資産 60 を、拠出企業の財務諸表上、前払年金費用として資産計上する。X2/3/31 の未認識数理計算上の差異のネットの残高は 120(= 180 - 60)となる。拠出企業の X2/4/1 以降の償却額は、14(= 20 - 60/10 年)に減少する(即ち、その分、拠出企業の利益が増加する)。

1130	年金資産	退職給付債務	950
	前払年金費用 ⁴ 300	未認識数理差異 ⁵ 120	
	うち運用実績超過額 ⁶ 60	年金資産 超過額 180	

4 前払年金費用 = 年金資産(運用実績超過額 60 を含む)1130 - (950 - 未認識数理計算上の差異 120) = 300

5 未認識数理計算上の差異 = 180 - 60 = 120

6 現行会計基準で未認識年金資産とされている部分

ちなみに、米国の会計基準では、資産計上に上限を設けていないため、年金資産額が退職給付債務(未認識の過去勤務債務、未認識の数理計算上の差異を控除後)を超過する部分は、年金資産額が退

職給付債務(PBO)を超過する場合も含め、そのまま前払年金費用として計上される(注3)。

(注3)米国では、ABO(累積給付債務,PBOから将来の昇給による給付増加部分を除いたもの)が年金資産を上回る部分は負債計上しなければならない(最小負債)。前払年金費用が生じている場合は、最小負債に前払年金費用を加えた額が追加最小負債になる。

IFRS(国際財務報告基準)では、以下の、の合計を、資産計上額の上限としている。
未認識過去勤務債務及び未認識数理計算上の差異の純額(借方残高の場合)
退職給付制度からの払戻し又は将来の掛金の減額の形をとる将来の経済的便益の現在価値

4. 専門委員会での検討状況

専門委員会では、事務局の提案を認める方向で検討されている。

事務局からは、外部に積み立ててくる年金資産について払戻しに制限はあるが、以下の理由から、積立超過額(=年金資産-退職給付債務(PBO)>0)があった場合には、遅延認識(負の過去勤務債務、有利な数理計算上の差異の償却)を通じて資産及び利益として認識していいのではないかとの考えが示された。これについて特に異論は無かった。

- ・基準設定後の諸制度や環境の大幅な変化により、積立超過が頻繁に生じるようになった結果、現行基準では、かえって規則的な費用の減額処理が行われにくいという問題が生じている。
- ・税制適格年金や厚生年金基金で拠出企業が便益を受ける可能性がある制度変更が行われている。

積立超過額について制限無く「前払年金費用」として資産計上することとした場合、会計基準変更時差異を、これに含めてもよいかという点については、含めてよいとの考え方が示された。

改正基準の適用時期については、第1回の専門委員会では、以下の2つの案が示されたが、第2案の方が妥当とする意見が大勢を占めた。

第1案：2005年3月31日以後終了する事業年度から適用する。

第2案：2005年4月1日以後開始する事業年度から適用する。(ただし、数理計算上の差異を発生した期の翌期から費用処理する会計処理を選択している会社でも、今回の改正に関しては変更年度から適用する)

改正後の基準を適用するに当たり、過年度分を修正するか否かについては、修正は行わず、改正基準適用時の未認識年金資産について、変更時から、会社の採用する費用処理年数及び処理方法で費用処理を行うこととすべきとの意見が有力であった。

その後、12月17日に開催された第二回の専門委員会では、適用開始時期については上記の第2案を採用することとし、以下の早期適用を認める方針が示された。

2004年10月1日～2005年4月1日間の間に開始する事業年度からの早期適用

…9月決算会社や12月決算会社などを対象としている。この場合は、年度決算のみならず、中間期から適用される。例えば、9月決算会社が早期適用する場合は、2004年3月中間期から適用される。

2005年3月31日～9月29日までの間に終了する事業年度からの早期適用

…3月決算会社が2005年3月期から早期適用することを想定している。この場合は、中間決算は適用せず、年度決算から適用する。